

幌延風力発電事業更新計画

環境影響評価方法書についての

意見の概要と事業者の見解

2020年2月

幌延風力発電株式会社

## 目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 .....	1
(1) 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 .....	1
1) 公告の日 .....	1
2) 公告の方法 .....	1
3) 縦覧期間 .....	1
4) 縦覧場所及び縦覧時間 .....	1
5) 縦覧者数 .....	1
(2) 環境影響評価方法書についての説明会の開催 .....	2
1) 公告の日及び公告方法 .....	2
2) 開催場所、開催日時及び来場者数 .....	2
(3) 環境影響評価方法書についての意見の把握 .....	2
1) 意見書の提出期間 .....	2
2) 意見書の提出方法 .....	2
3) 意見書の提出状況 .....	2
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解 .....	3

## 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

### (1) 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供した。

#### 1) 公告の日

2019年12月13日(金)

#### 2) 公告の方法

##### ① 日刊新聞紙

2019年12月13日(金)付の下記の日刊紙に「お知らせ」を掲載した。(別紙1参照)

- ・北海道新聞(朝刊35面)
- ・日刊宗谷(2面)
- ・日刊留萌(7面)

##### ② インターネット

2019年12月13日(金)から下記ホームページに情報を掲載した。(別紙2参照)

- ・北海道
- ・幌延町
- ・天塩町
- ・豊富町
- ・当社

#### 3) 縦覧期間

2019年12月13日(金)から2020年1月16日(木)まで(各縦覧場所の開庁日・開館日)

#### 4) 縦覧場所及び縦覧時間

##### ① 関係自治体の庁舎等での縦覧

関係自治体の庁舎等7箇所において縦覧を行った。

- |                         |                           |
|-------------------------|---------------------------|
| ・北海道宗谷総合振興局 保健環境部 環境生活課 | 09:00～17:00               |
| ・幌延町役場 企画政策課            | 08:30～17:15               |
| ・幌延町生涯学習センター 図書室        | 09:00～20:00(土日祝日は17:00まで) |
| ・天塩町役場 1階ロビー            | 08:30～17:15               |
| ・天塩町社会福祉会館              | 08:00～20:00               |
| ・豊富町役場 1階ロビー            | 08:30～17:15               |
| ・豊富町図書室                 | 09:00～21:00(日曜日は18:00まで)  |

##### ② インターネットの利用による縦覧

当社のホームページに方法書の内容を掲載し、縦覧開始日以降、常時アクセス可能な状態とした。なお、縦覧期間終了後も閲覧可能な状態としている。

#### 5) 縦覧者数

関係自治体の庁舎等における閲覧者数は、1名であった。また、インターネットの利用による縦

覧期間中のアクセス数は、3,698回であった。

・北海道宗谷総合振興局 保健環境部 環境生活課	0名
・幌延町役場 企画政策課	0名
・幌延町生涯学習センター 図書室	1名
・天塩町役場	0名
・天塩町社会福祉会館	0名
・豊富町役場 1階ロビー	0名
・豊富町図書室	0名

## (2) 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

### 1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。(別紙1、別紙2参照)

### 2) 開催場所、開催日時及び来場者数

説明会の開催場所、開催日時及び来場者数は、以下のとおりである。

幌延深地層研究センター 国際交流施設

・2019年12月20日(金) 19:00~20:30	来場者数8人
・2019年12月21日(土) 15:00~16:30	来場者数5人

豊富町定住支援センター ふらっと★きた

・2019年12月21日(土) 10:00~11:30	来場者数2人
-----------------------------	--------

天塩町社会福祉会館

・2019年12月21日(土) 19:00~20:30	来場者数0人
-----------------------------	--------

## (3) 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、一般からの意見の提出を受け付けた。

### 1) 意見書の提出期間

2019年12月13日(金)から2020年1月30日(木)まで (郵送の場合は当日消印有効)

### 2) 意見書の提出方法

意見書の提出は、以下の方法により受け付けた。(別紙3参照)

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・当社への郵送
- ・説明会での提出

### 3) 意見書の提出状況

意見書の提出は8通(郵送7通、説明会1通)、意見総数は64件であった。

## 第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要及びこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

### 意見書1

No.	一般の意見	事業者の見解
1	いいことではないと思う 大型で直線で並ぶかいまとおなじでいい 同じKWだが新に増やすことができないのかな？ 近年再生エネルギー増えている中、KWを増してほしかた。 (風車のエクザエル)	風力発電機の配置は、一直線に並んだ既設風力発電所が観光の見どころになっていることも踏まえ、既設風力発電所と同様にほぼ直線状に配置する方針です。 また、事業規模は、既設風力発電所の更新であるため、現在と同程度の発電所出力を維持する計画としています。

### 意見書2

No.	一般の意見	事業者の見解
2	地球を守るための決りを作りましょう 電力の消費を割当てにしましょう。一人当たり何Wとか決める。 お金さえ出せば、いくらでも使える今の制度では地球は守れない 風車は人間を含む動物に悪影響が有るので使わない方が良いと思いますので、この計画は撤回して下さい。 回転のない方法で発電出来る、ソーラー発電が良い、と思います。 森林を切ってソーラ発電等は支離滅裂です。道路に屋根をかけるようにするのが良いと思います。全国の道路にソーラー発電をすれば、けっこう発電すると思います。悪影響も少ないと思います。 風に強い球形の物も有る、と聞きます。全ての車をソーラーカーにする。 動の半分は作れるだろう。地産地消を徹底する。都会の電力は都会で地方の電力は地方で作れば良い。 他のめいわくも、かからないし、水を加えれば発電する。塩水を加えれば発電する。その他いろいろ回転の無い法は、いくつも有る リチウムイオンバッテリーでノーベル賞その次の日のニュースで、それをやるかにしのぐバッテリーの発明をしたニュースも聞いた。 電気も電磁波も通さない物が有れば電柱は要らない、地面を這わせれば良い。 地球に愛を込めて穏やかに暮らしましょう。 良い地球に成る事を信じます。	再生可能エネルギーと環境との共存、環境への配慮は事業を行うにあたっての重要課題と認識しています。 北海道や幌延町では、新エネルギーの導入促進に取り組む計画が策定されており、本事業はこのような情勢に鑑み、得られたクリーンエネルギーを供給することで地球環境保全に貢献していきたいと考えています。 国による制度設計に関係するような点もあり、民間事業者では対応できない部分もありますが、本事業の実施にあたっては、適切に環境影響の調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて環境保全措置について検討し、事業による環境影響の回避・低減を図ります。

意見書 3

No.	一般の意見	事業者の見解
3	<p>幌延町オトンルイ風力発電所建て替えの方法ですが、風力発電所そのものを破棄すべきです。なぜなら、幌延町のオトンルイ周辺にはシマアオジやオオワシ、オジロワシをはじめとする絶滅のおそれのある鳥類が多数生息しており、バードストライクの危険があるからです。また、オーストラリアではニワトリが黄身の入っていない卵をうみだしていることから、鳥類の健康にも害を与えます。風車が回転する音は人間が聞いても耳障りなものですから動物が聞いても耳障りであるはずです。</p> <p>このことから幌延町オトンルイ風力発電所そのものを破棄すべきです。</p>	<p>再生可能エネルギーと自然環境との共存、鳥類など自然環境への配慮は事業を行うにあたっての重要課題と認識しています。</p> <p>事業の実施にあたっては、今後の現地調査により対象事業実施区域及びその周辺における鳥類の生息状況を適切に把握した上で影響予測を行い、その結果を踏まえて環境保全措置について検討し、鳥類への影響の回避・低減を図ります。</p>

意見書 4

No.	一般の意見	事業者の見解
4	①大型化することにより変化が生じると思いたので、騒音、風況、超低周波の測定を実施し是非明示して頂きたい。	方法書に記載した手法により調査、予測及び評価を行い、その結果は準備書においてお示しします。
5	②風車のない状態での動物、渡り鳥、希少猛禽類についての調査をこれまで通りの頻度でやって頂きた。(短期間であるのであまり変化はみられないかもしれませんが。)	今後の工事工程も踏まえて検討を行います。
6	③景観について 17.5km の 10 地点を想定しているようですが、この圏内に入るぎりぎりの陸地点をも考えて頂きたい。	景観調査地点については、地域の皆様のご意見も踏まえて主要な眺望点及び日常的な視点場を選定します。
7	④他社の風力発電事業者との密接な情報交換を行い、明示して頂きたい。	隣接する他の風力発電事業者との情報交換に努め、得られた情報を基に本事業との累積的な影響について検討を行い、その結果は準備書においてお示しします。
8	⑤樹林・植物については、ある程度の年月を経ないとわからないかもしれませんが、現在の状況と更新の風車の設置後を比較し、報告して頂きたい。	植物の事後調査については、調査、予測及び評価の結果を踏まえて検討し、事後調査を実施する場合は適切な時期にその結果を公表します。

## 意見書 5

No.	一般の意見	事業者の見解
9	<p>コウモリ類について</p> <p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&amp;バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。</p> <p>このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>なお、本意見は要約しないこと。</p> <p>1. 方法書の段階でコウモリ類についてのヒアリングを行ったことは評価される。</p>	<p>ご意見は要約せず記載しています。</p> <p>専門家等へのヒアリング結果も踏まえ、今後、調査、予測及び評価を行ってまいります。</p>
10	<p>2. コウモリ類の調査において使用するバットディテクターはすべてフルスペクトラム方式の機種を用い、客観的な記録によって解析を行う必要がある。そのことについて明記すること。</p>	<p>コウモリ類の調査に用いるバットディテクターは、フルスペクトラム方式であるSM4BAT FS等を使用する計画としています。</p>
11	<p>3. P276の「バットディテクター調査」と「捕獲調査」はすべてを3名で行うことは不可能ではないか。別々に実施した方が調査としては丁寧である。</p>	<p>バットディテクター調査及び捕獲調査の調査地点が離れている場合などには、必要に応じて日程を延長する等の対応を検討します。</p>
12	<p>4. P276の「バット・バードストライク」において、9月・10月の調査頻度が他の月と異なっているが、その理由を示すこと。</p>	<p>渡り鳥が多数通過する時期であること、並びに専門家等へのヒアリングによりコウモリ類の移動のピークが8月後半から9月と指摘されていることを踏まえ、この時期に集中的・連続的な調査を実施することにより、死骸の持ち去りによる影響も勘案して渡り期におけるバット・バードストライクの発生状況を把握することとしています。</p>
13	<p>5. P276の「バット・バードストライク」において、9月・10月の調査頻度が他の月と異なっているが、当該地域におけるコウモリ類の移動等はこれまでの研究からもっと早い時期から起こっていると考えられる。そのことを十分踏まえて7月と8月も頻度を上げて早期の死骸探索を行うべきである。</p>	<p>死骸調査は毎月2回実施し、渡り期に集中した調査として9月・10月の調査では、1回は5日連続の調査、1回は他月と同じ3日程度の調査を行う計画としています。</p>
14	<p>6. P269の「③バット・バードストライク」の9-10月（7-10月）調査頻度は、「月1回5日間連続」ではなく、調査を分散させ、定量的調査の観点から他月の調査日数と同様の「1回3日程度」とするべきである。ただし渡りの時期と考えられる時期（7-10月）は「月2回」実施するべきである。</p>	<p>死骸調査は毎月2回実施し、渡り期に集中した調査として9月・10月の調査では、1回は5日連続の調査、1回は他月と同じ3日程度の調査を行う計画としています。</p>
15	<p>7. コウモリ類調査については十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行い、専門家の助言を得ること。</p>	<p>コウモリ類の調査は十分な経験と知識を有する調査員によって実施し、必要に応じて専門家の助言も踏まえて調査、予測及び評価を行います。</p>
16	<p>8. 既設の風力発電機はライトアップされているのか。</p>	<p>既設風力発電機では、ライトアップは実施していません。</p>

## 意見書 6

No.	一般の意見	事業者の見解
17	<p>■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。</p>	<p>ご意見は要約せず記載しています。また、個々のご意見に対して並び替えをせずに回答しています。</p>
18	<p>■2. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して平行にし回転を止めること）やカットイン風速（発電を開始する風速）を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。本事業者も必ず実施して頂きたい。</p>	<p>環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、必要に応じて専門家の助言も踏まえながら検討します。</p>
19	<p>■3. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。この保全措置について、事業者が実施しない理由を述べること。 ※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p>	<p>環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、必要に応じて専門家の助言も踏まえながら検討します。</p>
20	<p>■4. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」 本事業者である「幌延風力発電株式会社」及び委託先の「いであ株式会社」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか？上記のコウモリの保全措置（「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」）については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「事後調査の前から」実施して頂きたい。</p>	<p>環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、必要に応じて専門家の助言も踏まえながら検討します。</p>
21	<p>■5. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速以下であってもブレードは回転するのか？</p>	<p>カットイン風速以下の弱風の場合、フェザリング状態で遊転状態を維持するのが一般的と理解していますが、具体的には今後の機種選定において決定します。</p>
22	<p>■6. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのか？</p>	<p>一般的にカットイン風速は任意という形ではないですが、数m/s程度高く設定することはオプションとして可能と考えています。具体的には設計上の条件もあるので今後の機種選定において決定します。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
23	<p>■7. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？</p>	<p>No. 21 の回答の通り、カットイン風速以下の弱風の場合、フェザリング状態で遊転状態を維持するのが一般的と理解していますが、具体的には今後の機種選定において決定します。</p>
24	<p>■8. 「環境保全措置」の定義について 事業者らは環境アセスメントにおける「環境保全措置」とは何か、理解しているか。「環境保全措置」の定義及び実施基準を述べよ。</p>	<p>環境保全措置については、「環境影響評価法に基づく基本的事項に関する技術検討委員会報告書」（環境省、平成 30 年）に記載されているとおり、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響について、事業者により実行可能な範囲内で、当該影響を回避し、又は低減すること及び当該影響に係る各種の環境の保全の観点からの基準又は目標の達成に努めることを目的として検討されるものです。</p> <p>また、同報告書において、できる限りより良い措置を目指すという「ベスト追求型」の視点で、事業者が実行可能な範囲内で検討すべきものとされており、本事業においても、環境保全措置については、先の考え方にに基づき、今後の調査及び予測の結果を踏まえて検討します。</p>
25	<p>■9. 環境保全措置の実施時期について 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（フェザリングなどの）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、すでに保全措置を行う先進的事業者もいる。環境保全措置は安全側にとるべきである。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者の見解とその理由を述べよ。</p>	<p>環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、必要に応じて専門家の助言も踏まえながら検討します。</p>
26	<p>■10. 「事後調査」の定義について 事業者らは環境アセスメントにおける「事後調査」とは何か、理解しているか。「事後調査」の定義及び実施基準を述べよ。</p>	<p>事後調査については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、平成 31 年）に記載されているとおり、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合等において、その環境影響評価において予測の不確実性を補う等の観点から位置づけられているものです。本事業においても、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて、環境保全措置や事後調査の実施について検討します。</p>
27	<p>■11. 「事後調査」の定義について2 念のために確認しておく。発電所アセス省令によれば、「事後調査」は「環境保全措置」ではないが、事業者らは理解しているか。</p>	<p>事後調査については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、平成 31 年）に記載されているとおり、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合等において、その環境影響評価において予測の不確実性を補う等の観点から位置づけられているものと理解しています。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
28	<p>■12. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。</p> <p><u>「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。</u>なぜならアセス省令によれば、「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>	<p>環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、必要に応じて専門家の助言も踏まえながら検討します。</p>
29	<p>■13. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。</p> <p>定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。</p> <p><u>よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</u></p>	<p>環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、必要に応じて専門家の助言も踏まえながら検討します。</p>
30	<p>■14. 「回避」と「低減」の言葉の定義について1</p> <p>「影響の回避」と「影響の低減」についての定義を述べよ。</p>	<p>回避及び低減については、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（日本環境アセスメント協会、平成29年）に記載されているとおり、以下のように考えています。</p> <p>回避：行為（環境影響要因となる事業における行為）の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。</p> <p>低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
31	<p>■15. 「回避」と「低減」の言葉の定義について2 事業者らは今後、コウモリ類への影響に対して「ライトアップをしない」ことを掲げるかもしれないが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。これについて、事業者の見解とその理由を述べよ。</p>	<p>「生物の多様性分野の環境影響評価技術(Ⅲ)生態系アセスメントの進め方について」(生物の多様性分野の環境影響評価技術検討会、平成13年)等の考え方に基づき、回避・低減について検討します。</p>
32	<p>■16. 回避措置(ライトアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p>	<p>環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、必要に応じて専門家の助言も踏まえながら検討します。</p>
33	<p>■17. 回避措置(ライトアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり、「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p>	<p>環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、必要に応じて専門家の助言も踏まえながら検討します。</p>
34	<p>■18. コウモリ類の保全措置(回避)について 樹林内に建てた風車や、樹林(林縁)から200m以内に建てた風車は、バットストライクの高リスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空(林内)を飛翔するコウモリでさえ、樹林(林縁)から200m以内ではバットストライクの高リスクが高くなる。よって、風力発電機は樹林から200m以上離すこと。</p>	<p>環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、必要に応じて専門家の助言も踏まえながら検討します。</p>
35	<p>■19. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には、「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげる」ことがバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher, 2010)</p>	<p>環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、必要に応じて専門家の助言も踏まえながら検討します。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
36	<p>■20. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること</p> <p>上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げる）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。</p> <p>保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。</p>	<p>環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、必要に応じて専門家の助言も踏まえながら検討します。</p>
37	<p>■21. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること2</p> <p>そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置を取らない」のは未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。</p>	<p>環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、必要に応じて専門家の助言も踏まえながら検討します。</p>
38	<p>■22. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること3</p> <p>今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	<p>環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、必要に応じて専門家の助言も踏まえながら検討します。</p>
39	<p>■23. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること4</p> <p>今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>国内では2010年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風力発電事業者が適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。これについて事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	<p>環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、必要に応じて専門家の助言も踏まえながら検討します。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
40	<p>■24. コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につなぐべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。</p> <p>コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげれば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。</p> <p>『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。</p>	<p>環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に、必要に応じて専門家の助言も踏まえながら検討します。</p>
41	<p>■25. コウモリの音声解析について</p> <p>コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。凶鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきである。</p>	<p>周波数解析については、ご指摘のとおり種の同定が難しいことから、コウモリのエコーロケーションが記録された時間を整理し、文献等に従い最大振幅時の周波数からグループを区分し、該当するグループを整理する等、コウモリ類の種の同定は慎重に行います。</p>
42	<p>■26. コウモリの音声録音について</p> <p>捕獲によって攪乱が起きますので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきでない（捕獲調査日の録音データは使用しないこと）。</p>	<p>捕獲による攪乱が想定される捕獲調査日の録音データは、使用しない予定です。</p>
43	<p>■27. コウモリの捕獲調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コウモリ類について配慮のかけた不適切な捕獲を行う業者がいる。よってコウモリの捕獲及び許可申請の際には必ず「コウモリ類の専門家」の指導をうける（うけさせる）べきだ。</li> <li>・6月下旬～7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないか。</li> <li>・ハープトラップは高空を飛翔するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないか。</li> <li>・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、すみやかに放獣するべきではないか。</li> <li>・捕獲固体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハープトラップは、必ず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということをして絶対に行わないこと）。</li> <li>・捕獲した個体を持ち帰り飼育しないこと。</li> <li>・捕獲した個体を素手で扱わないこと。</li> <li>・冬眠中の個体を絶対に覚醒させないこと。</li> <li>・冬眠中の個体を絶対に捕獲しないこと。</li> </ul>	<p>コウモリの捕獲調査については、調査方法や調査時期、計測方法、扱い方等、必要に応じて専門家等の指導も踏まえながら捕獲調査を行います。</p> <p>コウモリ類の出産哺育期には捕獲調査は行いません。また、冬眠中の個体は捕獲せず、覚醒させないよう留意します。</p> <p>捕獲調査ではハープトラップの他に必要に応じてかすみ網も併用します。ハープトラップによる調査では、捕獲個体等への影響が考えられるため、夜間に複数回の見回りを実施します。</p> <p>捕獲したコウモリ類の取り扱いには素手で扱わない等留意し、記録後はすみやかに放獣します。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
44	<p>■28. 高度別自動録音調査の調査時間について 高度別自動録音調査の調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。</p>	<p>高度別自動録音調査では、日没1時間前から、日の出1時間後まで録音します。</p>
45	<p>■29. バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。 なお「仕様書に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。</p>	<p>ブレードの旋回範囲における飛翔状況は高度別自動録音調査により把握し、マイクは水平方向に向けて調査します。</p>
46	<p>■30. 重要種以外のコウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について保全措置を取らずに殺すつもりか？</p>	<p>今後の現地調査によりコウモリ類の出現状況等を把握した上で、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、平成31年）等に基づき予測を行い、その結果を踏まえて環境保全措置について検討します。</p>
47	<p>■31. バットストライクの予測は定量的に行うこと P270事業者が行う「高度別自動録音調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」<a href="http://www.windbat.tech/fak.fau.de/index.shtml">http://www.windbat.tech/fak.fau.de/index.shtml</a>）等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。 よって、<u>バットストライクの予測も「定量的」に行うこと。</u></p>	<p>コウモリ類の影響予測は、専門家等からの助言も踏まえて適切な手法により予測を行います。</p>
48	<p>■32. 専門家へのヒアリング年月日が記載されていない。 専門家ヒアリングは適切な時期に実施すべきだが、年月日が記載していなければ適切な時期にヒアリングを実施したのか閲覧者は判断できない。よってヒアリング年月日を記載すべきではないのか。</p>	<p>コウモリ類の専門家等へのヒアリング時期は、2019年9月6日です。</p>
49	<p>■33. 専門家へのヒアリングは「年月」だけではなく「年月日」まで記載すること ヒアリングの「年月」の記載だけでは、それが適切に実施されたものであるか、信ぴょう性に欠ける。よって、ヒアリング年月だけでなく年月日まで必ず記載すること。</p>	<p>コウモリ類の専門家等へのヒアリング時期は、2019年9月6日です。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
50	<p>■34. 「バットストライクに係る予測手法」について 経済産業大臣に技術的な助言を求めること</p> <p>「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関する具体的指針は策定されていない。</p> <p>よって仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	<p>方法書に記載する調査、予測及び評価の手法についての審査結果を踏まえ、必要と認められる場合には、環境影響評価法第十一条第2項に従い、技術的な助言を求めます。</p>
51	<p>■35. 月2回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。</p> <p>*平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213. NEDD, 2018.</p>	<p>死骸調査では、5日間連続の調査も行う、センサーカメラを用いて死骸の持ち去り状況を把握することなどにより、より正確な発生状況の把握に努めます。</p>

意見書 7

No.	一般の意見	事業者の見解
52	<p><b>■縦覧方法</b></p> <p>1. 周知 環境影響評価図書縦覧と意見書募集は貴社のホームページに限らず、地域自治体のホームページにも掲載されておりました。今後より多くの住民の参加を促すため、公共施設におけるポスター貼り付け、チラシの配布などにより努力すべきです。</p> <p>2. 縦覧場所 土日祝開館の公共施設も縦覧場所に含まれておりました。今後はPCやインターネット環境がない人のために、またインターネット上で読むことが非常に手間と労力がかかるため、縦覧期間以外にも地域の図書館または公共施設で閉架禁帯出扱い等により厳重に管理したうえで所蔵し、閲覧できるようにすることが望ましいです。</p> <p>3. オンラインでの閲覧方法 配慮書・方法書が常時インターネット上で閲覧可能なことは近隣の他社では類をみない先駆的な取り組みです。今後も継続をお願いします。</p>	<p>配慮書及び方法書の縦覧等の周知は、関係自治体の協力を得て、北海道、幌延町、天塩町及び豊富町のホームページにてお知らせしました。準備書以降の手続きにおいても、多くの方に周知できるように努めます。</p> <p>縦覧場所については、関係自治体の協力を得て設定しています。準備書以降の手続きにおいても、関係自治体の協力を得て地域の方々が利用しやすい縦覧場所の設定に努めます。</p> <p>配慮書及び方法書ともに、縦覧期間終了後においても当社ホームページで閲覧可能な状態としており、準備書以降も同様にする方針です。</p>
53	<p><b>■全体的な調査</b></p> <p>既存の風車の存在による影響を明らかにするためには、比較するために現存風車の建設前の状況を明らかにする必要があります。しかしながら、既存のオトノルイ風力発電所は風力発電事業が環境影響評価法の対象事業になる前に建設されたもので、建設前の調査結果がほとんど明らかになっていないため、調査方法を検討するうえで十分な情報がありません。このため建設前の自主的な調査結果を明らかにし、風車の存在による影響を明らかにするために、風車撤去後に風車がない状態で1年程度調査を行うことが必要です。</p>	<p>既設風力発電所の存在による影響については、これまで既設風力発電所で実施してきた自主的な調査や本事業に係る現地調査の結果を踏まえて検討を行います。風車がない状態での調査については、今後の工事工程も踏まえて検討を行います。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
54	<p><b>■景観</b></p> <p>既存のオトンレイ風力発電所の風車は海岸沿いに建っているため、サロベツ湿原等から利尻山を眺める場合に、景観への影響が極めて大きくなっています。現状でも利尻山の景観の中にオトンレイ風力発電所の風車が入っているところがあります。例えば、国道40号線北川口付近(幌延町・豊富町ドライブマップ:国道40号幌延～豊富共同型道路マネジメント会議 参照)やその西側の農道です。振老沼の西側の天塩川築堤から利尻山を眺めると、風車が利尻山の景観の前にかかっています。</p> <p>サロベツの景観の価値は利尻山だけではありません。音類橋や幌延ビジターセンター南東にあるオンネベツ川の橋から砂丘林方向を眺めると河川と湿原の風景の背後に風車群が見えます。音類橋には駐車場があり、橋の上には展望デッキもあります。このため、両箇所とも景観調査地点に加えるべきです。音類は周囲を国立公園に囲まれており、利尻山の景観だけでなく海岸砂丘と砂丘林の景観に価値があります。ここは第3回自然環境保全基礎調査により自然景観資源、日本の典型地形に指定されており、風車がなければ、巨大人工物が何もない広大な風景が広がっていたはずで、ここは環境省からの国立公園への編入依頼を幌延町が拒否した場所で、本来であれば特別保護地区に相当する場所です。国立公園の景観を保全するために、国立公園外であっても特別保護地区に隣接するバッファゾーンとして景観を保全するべき場所です。風力発電事業を推進している幌延町はオトンレイ風力発電所の景観を観光資源として宣伝していますが、サロベツと同様に巨大建造物が何もない風景が音類にある砂丘の比類ない景観的な価値を高めます。道道106号線のオトンレイ風力発電所の前にある駐車場からの景観は海岸砂丘の風景の前に風車が立ちのぼる圧迫感のある状態になっています。また幌延ビジターセンター展望台やパンケ沼から海岸を眺めると海岸砂丘林の上に林立する風車群が景観の障害となっています。このため、この砂丘のスカイラインから突き出た風車の建設は避けるべきです。</p> <p>景観は環境影響評価で垂直見込み角(鉄塔扱い)のみによって評価されていますが、この地方では広々とした風景そのものに価値があるため、人口密集地を基準に作られた圧迫感の有無による評価基準は適切ではありません。視認可能な垂直見込み角1度以内では何本か並んで一体として見えても水平見込み角は考慮しないという判断基準は球形に見える風車が複数並んでいることを想定しておらず、この地域の景観の価値を適切に評価することができません。風車は水平に複数並んでいると一体のものとして見えるため、1本1本の高さではなく、全体的な水平見込み角によって評価すべきです。景観調査</p>	<p>今後、地域の皆様のご意見を踏まえながら、主要な眺望点からの眺望特性等を把握した上で、垂直見込み角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮して予測及び評価を行い、その結果を踏まえて重要な眺望景観への影響への回避・低減を図ります。</p> <p>シークエンス景観については、視点移動を伴う道路沿道の主要な眺望点により代表させて予測及び評価を行います。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	<p>における調査地点は眺望点からのフォトモンタージュによって評価されていますが、この地域の景観は移動しながら連続的に楽しむものであるため、視点移動を伴うシーケンス景観として評価すべきです。視点移動を伴う道路として、幌延ビジターセンターからパンケ沼にかけての木道と、シーニックバイウェイの「萌える天北オロロンルート」に指定されている道道106号線、幌延ビジターセンターから海岸にかけての道道972号線の評価対象にすべきです。尚、景観の面で考えると北側のサロベツ（サロベツ湿原センターや幌延ビジターセンター）に近いほど風車による影響が大きくなると考えられます。サロベツ湿原センターの木道からは既存の音類風車が視認可能で、大型化すればさらに大きく見え、サロベツの主要な観光地における何もない広大な景観に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。</p> <p>景観の評価は古い一つの指針に依存するのではなく、地元観光業者や自然保護団体などから意見を聞きながら、協議会などで議論をし、地域の環境と意向を十分に勘案したうえで、その影響を評価すべきです。</p>	
55	<p>■人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>幌延ビジターより南の湿原は自然景観資源に指定されていませんが、実際にはサロベツ川やオンネベツ川の湿原の景観が価値のある場所です。サロベツ川は天塩川ほどではないですが、カヌーを行う河川としてガイドブックにも掲載されています。幌延町は2019年に今後サロベツ川でカヌーガイド事業を推進するために、音類橋から天塩川合流点にかけて往復するモニターツアーを開催しました。その結果、サロベツ川と砂丘林の景観の向こうに林立する音類の風車群が自然景観を損なったという意見の参加者がいました。このためサロベツ川におけるカヌーを自然資源として調査対象にし、適切に評価すべきです。</p>	<p>今後、サロベツ川における利用状況等を把握した上で、適切に検討を行います。</p>
56	<p>■地形</p> <p>音類の砂丘は日本の典型地形（国土地理院）に指定されており、その地形に手を加えない状態で保全するために、残存している地形を事業区域から除外すべきです。</p>	<p>今後、対象事業実施区域における重要な地形の分布状況を調査するとともに、既設風力発電所のヤードやアクセス路を極力活用し新たな改変は最小限にとどめるなど影響の回避・低減を図ります。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
57	<p><b>■鳥類</b></p> <p>サロベツ地方は、日本とロシアの間を渡る渡り鳥の主要かつ国際的に重要な渡り経路です。ここは多くの鳥類が渡ることが予測されるため、猛禽類のみならず水禽類や小鳥類などが風車により受ける影響は大きいと予測します。このため、立地を検討すれば風車の建設を避けるべき場所になるはずで、影響の評価に当たっては、レーダーを含む調査を行い、その影響を適切に評価すべきです。</p> <p>1. オジロワシ・オオワシ</p> <p>音類は日本海側を春に北上するオジロワシ・オオワシの個体群がサハリンに渡る際の主要な経路になっており、3月の多い時にはタカ柱が発生することもあります。また冬季には餌の漂着物があると、砂丘林で越冬しているオジロワシ・オオワシが海岸に集まります。このため、バードストライクが起きやすいオジロワシ・オオワシの渡りの経路上や越冬地における風車の建設を避けるべきです。また、周辺にオジロワシの巣があり、繁殖個体への影響も懸念されますので、影響が大きい場所の風車の建設は避けるべきです。この地域でオジロワシの風車への衝突は確認されただけで2件ありました。建て直しにより風車の数は減りますが、大型化するため、一基ごとの影響は大きくなる懸念があります。これらのことを考慮して風車の建設や配置を検討すべきです。</p> <p>2. ガン・ハクチョウ類</p> <p>ガン・ハクチョウ類はロシアと日本の間を渡り、音類も通過します。夜間にも渡るためレーダー調査や鳴き声調査を含む十分な調査を行った上で評価すべきです。また、現存する風車群がガン・ハクチョウ類に対して、障壁影響を及ぼしていることが懸念されるため、既存の風車を取り壊した後に、1年程度調査を行い、その影響を評価すべきです。</p> <p>3. カモメ類</p> <p>近年、北海道のレッドリストに記載されたオオセグロカモメやウミネコは音類沿岸を生息環境として利用しています。春と秋の渡りの季節にはこれらの種は沿岸だけでなく、やや内陸部を通過することもあります。カモメ類はその飛行高度等から風車に対する脆弱性が高く、大きな影響が懸念されるため、環境影響評価にあたっては十分に調査を行ったうえで評価すべきです。</p>	<p>対象事業実施区域及びその周辺におけるオジロワシ・オオワシの利用状況等について適切に調査し、バードストライク等の影響について予測・評価を行い、その結果を踏まえて風車の配置検討に反映するなどにより、鳥類への影響の回避・低減を図ります。</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺におけるガン・ハクチョウ類の移動経路等についてレーダー調査を含めて調査するとともに、既設風力発電所が及ぼしている障壁影響については、これまで既設風力発電所で実施してきた自主的な調査や本事業に係る現地調査の結果を踏まえて検討を行います。</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺におけるカモメ類の利用状況等について適切に調査し、その結果を踏まえて予測・評価を行います。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	<p>4. チュウヒ チュウヒは音類周辺を餌場として高頻度で利用しており、繁殖の可能性もあります。低空で飛翔することが多いですが、風車に衝突する高度で飛翔することもあります。このため、十分な調査を行うべきです。また、現存する風車群がチュウヒに対して、障壁影響を及ぼしている可能性があるため、既存の風車を取り壊した後に1年程度調査を行い、その影響を評価すべきです。</p> <p>5. アカモズ アカモズの繁殖が事業地内で確認されています。アカモズは環境省のレッドリストで絶滅危惧 IB 類に指定されており、亜種アカモズは日本とサハラ以南のみで繁殖が確認されており、国内のつがい数は100程度で、シマアオジと同様に近年急激に減少しており、繁殖個体群の絶滅が心配されています。このため、事業地全域でアカモズの繁殖調査を行い、繁殖や生息が確認された場合は繁殖地を保全し攪乱しないよう最大限の配慮をすべきです。</p> <p>6. 小鳥類 宗谷地方は、日本とロシアとの間を渡る小鳥類の主要な国際的渡り経路となっています。近隣地域の事例を見ると、浜里は海岸沿いに位置するため、秋（特に9月下旬から10月上旬）の夜間に多くの小鳥が渡っていることが予測されます。普通種であっても個体数が多ければ衝突や移動阻害などの大きな影響が懸念されるので、レーダーや夜間の鳴き声調査で渡り状況とその影響を確認すべきです。</p> <p>7. 死骸探索調査 配慮書にはオジロワシのみ過去の衝突記録がありますが、他地域の調査で多様な種が衝突していることがわかっています。このため、オジロワシだけでなくすべての鳥類の衝突記録を明らかにし、専門の調査員が十分な回数を調査すべきです。</p>	<p>対象事業実施区域及びその周辺におけるチュウヒの飛翔状況等について調査するとともに、既設風力発電所が及ぼしている障壁影響については、これまで既設風力発電所で実施してきた自主的な調査や本事業に係る現地調査の結果を踏まえて検討を行います。</p> <p>対象事業実施区域におけるアカモズの生息状況や繁殖状況等について適切に調査し、その結果を踏まえて予測・評価を行います。</p> <p>対象事業実施区域における小鳥類の飛翔状況についてレーダー調査等により適切に把握し、その結果を踏まえて予測・評価を行います。</p> <p>これまでの衝突事故の確認状況は、方法書 p. 67に示しているとおりです。 死骸調査は、コウモリ類・鳥類を対象として専門の調査員が行います。調査回数は、専門家等からの助言も踏まえて設定していません。</p>
58	<p>■累積的影響の評価 準備書まで進んでいる道北5事業や浜里の風車事業との累積的影響を評価すべきです。</p>	<p>隣接する他の風力発電事業者との情報交換に努め、得られた情報を基に本事業との累積的影響について検討を行います。</p>
59	<p>■協議会 これらの調査結果の評価は、法アクセスだけでなく、野鳥保護団体や地元の団体・観光関係者・地元自治体などを含めた開かれた協議会の場で行うべきです。</p>	<p>地域の皆様のご意見については、住民説明会の開催等を通じて広くご意見をいただきながら今後の手続きを進めてまいります。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
60	<p><u>前段</u></p> <p>今回の、貴社の説明会への参加、および配布資料の閲覧から引き出される意見の提出はこの地域に暮らしている一町民としてなかなかハードルの高いことです。</p> <p>ただ、多数の既存の風車、風車計画、小型風車に囲まれて生活することを余儀なくされた私にとって今できることは、貴社主催の説明会に参加できたことと配布資料が手元にあることを活かして僭越ながら簡単な意見を延べることなのでメモ書き程度にまとめてみました。</p> <p><u>方法書の内容に参考にしてほしい事柄</u></p> <p>専門家ではないので、詳しいコメントはできませんがおおむね写真、データなど豊富に挿入されていて分かりやすい内容でした。</p> <p>ただ、書面に記述された事項以外にたいへん気になることがありますので、準備書作成の折に留意してくださいと嬉しいです。</p> <p>地域住民は、平面地図上に暮らしていない！！</p> <p>方法書・2－3 調査/予測/評価の手法 ⑤景観 ⑥人と自然との触れ合い活動の場において、計画エリアの地図が載っていますが、多くの場合 生活者、訪問者は、一点に留まらず移動します。そして移動時に、風車を見ます。(道道沿いの風車) また、展望台に登って日本海方面を見渡せば風車が視界に入ってくるでしょう。</p> <p>私たち地域で暮らす場合、定点に留まらず、車などで移動して生活しています。</p> <p>ですので、予定地に人家があるなしにとどまらず、もっと立体的に予定地周辺の環境を考察してほしいと思います。</p>	<p>移動時の視点も踏まえた日常的な視点場からの眺望特性を把握した上で、予測及び評価を行います。</p>
61	<p>予定地周辺は、自然環境上重要な区域！！</p> <p>予定地は、「利尻礼文サロベツ国立公園」の特別保護区域に隣接しており、背後の海岸砂丘、サロベツ湿原は他に類を見ない湿原景観を有しており、貴重な動植物の宝庫です。北海道のすぐれた自然地域にも指定されています。</p> <p>また計画区域は、鳥獣保護区に隣接し、同時に国際条約であるラムサール条約登録湿地に隣接しており、重要野鳥生息地（IBA）にも登録されています。</p> <p>砂の採掘という歴史を抱えながらも、関係機関、住民の絶え間ない努力で実ったかすかすの栄光は、未来へ受け継ぐ大切な宝です。</p>	<p>対象事業実施区域の周辺は、自然環境保全上重要な区域となっていることから、事業の実施にあたっては、対象事業実施区域及びその周辺における動物や植物等について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて環境保全措置について検討し、自然環境への影響の回避・低減を図ります。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
62	<p>予定地付近は、継続して行われている環境教育のフィールド！！</p> <p>幌延町は、役場・住民が一体となって児童の環境教育を実施しています。また下沼地区では、地域の篤志家が環境教育をされており、その独創性は高く評価されています。</p> <p>このように、浜里と隣接地区下沼は環境教育というテーマに絞ってもかなり重要な地区であり、現状の自然環境の維持・保全は重要だと考えます。</p>	<p>再生可能エネルギーと自然環境との共存、自然環境への配慮は事業を行うにあたっての重要課題と認識しています。</p> <p>事業の実施にあたっては、適切に環境影響の調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて環境保全措置について検討し、自然環境の維持・保全に努めます。</p>
63	<p>事業区域付近には、オトソルイ堅穴群遺跡が存在！！</p> <p>幌延町ホームページにも「オトソルイ堅穴群遺跡」というタイトルで詳しく説明されていますが、近年考古学、歴史学者からも報告があり、重要な史跡であると考えられます。これからの研究を待たなければなりません、現状の環境を維持するために、周辺の自然環境の改変は避けるべきです。</p>	<p>音類堅穴群遺跡の位置については方法書 p. 158に示していますが、事業の実施にあたっては、既存のヤードやアクセス路を極力活用し新たな改変を最小限にとどめる方針です。</p>
64	<p>将来、エコロジーパーク・エネルギーパークへ！！</p> <p>現在の予定地は、砂の採掘跡地により景観が一見不毛な土地に映りますが、野生動物の生息地、移動地であったり、以前自生していた植物に出会える場所です。また上空には猛禽類が飛び、季節の野鳥も啼いています。また目の前に広がる砂浜には貴重な海浜植物もあります。</p> <p>できることなら、過酷な環境でも生き抜いてきた動植物が永続的に繁栄し、エゾスカシユリ、ワタスゲなどのお花畑が復活してほしいと願っています。</p> <p>貴重な自然環境は、いったん人間の手が入ると容易に復元できません。予定地域で「自然と人間の共生をめざし、環境育成型の公園」を理念として掲げ、人々が憩える空間を創生していくため、エネルギーパークの構築とともにエコロジーパークの構築を視野にいれてくれたら望外の喜びです。</p>	<p>事業の実施にあたっては、新たな改変を最小限にとどめる、外来種が侵入しないように留意するなど、地域の方々に寄り添っていただけのような場となるように努めます。</p>

● 日刊新聞紙による公告

・北海道新聞 (2019年12月13日(金)付、朝刊35面)

**お知らせ**

環境影響評価法に基づき、「幌延風力発電更新計画 環境影響評価方法書」を公告・縦覧し、説明会を開催します。

一、対象事業について

事業者の名称 幌延風力発電株式会社  
 代表者の氏名 代表取締役 金森 聖一  
 所在地 北海道天塩郡幌延町浜里三二番地四  
 対象事業の名称 幌延風力発電事業更新計画  
 原動力の種類 風力(陸上)  
 出力 二万キロワット  
 対象事業実施区域 北海道天塩郡幌延町浜里  
 関係地域の範囲 北海道天塩郡幌延町、天塩町、豊富町

二、縦覧について

期 間 令和元年十二月十三日(金)～  
 令和二年一月十六日(木)の開庁・開館日  
 北海道宗谷総合振興局保健環境部  
 環境生活課・九時～十七時まで  
 場所・時間 幌延町役場、幌延町生涯学習センター図書室、天塩町役場、天塩町社会福祉会館、豊富町役場、豊富町図書室・開庁・開館時間

三、意見書の提出について

電子縦覧 <https://www.horonobe-wp.com>  
 方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に氏名、住所及びご意見(日本語)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、または問合せ先へ郵送ください。提出期限 令和二年一月三十日(木)まで

四、説明会の開催について

幌延深地層研究センター国際交流施設  
 十二月二十日(金) 十九時～二十時半  
 十二月二十一日(土) 十五時～十六時半  
 豊富町定住支援センターふらっと★ぎた  
 十二月二十一日(土) 十時～十一時半  
 天塩町社会福祉会館  
 十二月二十一日(土) 十九時～二十時半

五、お問合せ先

幌延風力発電株式会社  
 〒098-1332 北海道天塩郡幌延町浜里三二番地四  
 電話 090-5409-7233(島村)  
 090-5330-5430(金森)  
 ※土日祝日・年末年始を除く九時～十七時まで

・日刊宗谷 (2019年12月13日(金)付、2面)

**お知らせ**

環境影響評価法に基づき、「幌延風力発電更新計画 環境影響評価方法書」を公告・縦覧し、説明会を開催します。

一、対象事業について

事業者の名称 幌延風力発電株式会社  
 代表者の氏名 代表取締役 金森 聖一  
 所在地 北海道天塩郡幌延町浜里三二番地四  
 対象事業の名称 幌延風力発電事業更新計画  
 原動力の種類 風力(陸上)  
 出力 二万キロワット  
 対象事業実施区域 北海道天塩郡幌延町浜里  
 関係地域の範囲 北海道天塩郡幌延町、天塩町、豊富町

二、縦覧について

期 間 令和元年十二月十三日(金)～  
 令和二年一月十六日(木)の開庁・開館日  
 北海道宗谷総合振興局保健環境部  
 環境生活課・九時～十七時まで  
 場所・時間 幌延町役場、幌延町生涯学習センター図書室、天塩町役場、天塩町社会福祉会館、豊富町役場、豊富町図書室・開庁・開館時間

三、意見書の提出について

電子縦覧 <https://www.horonobe-wp.com>  
 方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に氏名、住所及びご意見(日本語)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、または問合せ先へ郵送ください。提出期限 令和二年一月三十日(木)まで

四、説明会の開催について

幌延深地層研究センター国際交流施設  
 十二月二十日(金) 十九時～二十時半  
 十二月二十一日(土) 十五時～十六時半  
 豊富町定住支援センターふらっと★ぎた  
 十二月二十一日(土) 十時～十一時半  
 天塩町社会福祉会館  
 十二月二十一日(土) 十九時～二十時半

五、お問合せ先

幌延風力発電株式会社  
 〒098-1332 北海道天塩郡幌延町浜里三二番地四  
 電話 090-5409-7233(島村)  
 090-5330-5430(金森)  
 ※土日祝日・年末年始を除く九時～十七時まで

**お知らせ**

環境影響評価法に基づき、「幌延風力発電更新計画 環境影響評価方法書」を公告・縦覧し、説明会を開催します。

一、対象事業について

事業者の名称 幌延風力発電株式会社  
代表者の氏名 代表取締役 金森 聖一  
所在地 北海道天塩郡幌延町浜里三二番地四  
対象事業の名称 幌延風力発電事業更新計画  
原動力の種類 風力(陸上)  
出力 二万キロワット  
対象事業実施区域 北海道天塩郡幌延町浜里  
関係地域の範囲 北海道天塩郡幌延町、天塩町、豊富町

二、縦覧について

期 間 令和元年十二月十三日(金)～  
令和二年一月十六日(木)の閉庁・開館日

場所・時間 北海道宗谷総合振興局保健環境部  
環境生活課・九時～十七時まで  
幌延町役場、幌延町生涯学習センター図書室、天塩町役場、天塩町社会福祉会館、豊富町役場、豊富町図書室・開庁・開館時間

三、意見書の提出について

電子縦覧 <https://www.horonobe-wp.com>  
方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に氏名、住所及びご意見(日本語)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、または問合せ先へ郵送ください。提出期限 令和二年一月三十日(木)まで

四、説明会の開催について

幌延深地層研究センター国際交流施設

十二月二十日(金)	十九時～二十時半
十二月二十一日(土)	十五時～十六時半
豊富町定住支援センターふらっと★きた	
十二月二十一日(土)	十時～十一時半
天塩町社会福祉会館	
十二月二十一日(土)	十九時～二十時半

五、お問合せ先

幌延風力発電株式会社  
〒098-3327 北海道天塩郡幌延町浜里三二番地四  
電話 090-5409-7233(島村)  
090-5330-5430(金森)

※土日祝日・年末年始を除く九時～十七時まで

●インターネットによるお知らせ

・北海道

北海道

個人情報等を入力するページは暗号化通信 (SSL) により、保護しています。

ホームページの使い方 | サイトマップ | 文字を大きくするには

サイト内検索:  カスタム検索 検索

ホーム | 観光 | 暮らし・医療・福祉 | 環境・まちづくり | 教育・文化 | 産業・経済 | 行政・政策・税

ホーム > 環境生活部 > 環境局環境政策課 > 5-1-1\_案件個票\_法51\_幌延風力発電事業 更新計画

いいね! 0 ツイート

音声で読み上げる

最終更新日: 2019年12月13日 (金)

**法51：幌延風力発電事業 更新計画**

事業名	幌延風力発電事業 更新計画	
事業者	幌延風力発電株式会社	
事業の種類	風力発電所	
事業の規模	21,000kW	
事業実施区域	天塩郡幌延町浜里	
関係市町村	幌延町、天塩町、豊富町	
配慮書	公表日	平成31年1月21日
	縦覧期間	平成31年1月21日 ~ 平成31年2月20日
	縦覧場所	幌延町役場 幌延町生涯学習センター図書室 天塩町役場 豊富町役場 北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課
	インターネットによる公表	<a href="#">事業者ウェブサイト</a>
	説明会	-
	一般意見提出期限	平成31年2月20日
	知事意見	平成31年4月4日 <a href="#">知事意見はこちら</a>
方法書	公告日	令和元年(2019年)12月13日
	縦覧期間	令和元年(2019年)12月13日 ~ 令和2年(2020年)1月16日
	縦覧場所	幌延町役場 幌延町生涯学習センター図書室 天塩町役場 天塩町社会福祉会館 豊富町役場 豊富町図書室 北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課
	インターネットによる公表	<a href="#">事業者ウェブサイト</a>
	説明会	幌延町 幌延深地層研究センター国際交流施設 令和元年(2019年)12月20日 19:00~、12月21日 15:00~ 豊富町 定住支援センターふらっと★きた 令和元年(2019年)12月21日 10:00~ 天塩町社会福祉会館 令和元年(2019年)12月21日 19:00~
	一般意見提出期限	令和2年(2020年)1月30日
	知事意見	
準備書	公告日	
	縦覧期間	
	縦覧場所	
	インターネットによる公表	
	説明会	
	一般意見提出期限	
	公聴会	
評価書	公告日	
	縦覧期間	
	縦覧場所	
	インターネットによる公表	
事後調査報告書	公表日	
	公表方法等	



## 幌延風力発電事業更新計画に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会について

環境影響評価法第7条及び第7条の2の規定に基づき、幌延風力発電事業更新計画に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会を実施します。

◆事業者の名称

北海道天塩郡幌延町浜里32番地4  
幌延風力発電株式会社（代表者：代表取締役 金森 聖一）

◆方法書の縦覧

縦覧期間：令和元年12月13日（金）から令和2年1月16日（木）まで  
縦覧場所・時間

【幌延町】

幌延町役場企画政策課／午前8時30分から午後5時15分まで  
幌延町生涯学習センター図書室／午前9時から午後8時まで（土日祝日は午後5時まで）

【天塩町】

天塩町役場／午前8時30分から午後5時15分まで  
天塩町社会福祉会館／午前8時から午後10時まで

【豊富町】

豊富町役場／午前8時30分から午後5時15分まで  
豊富町図書室／午前9時から午後9時まで（日曜日は午後6時まで）

【稚内市】

宗谷総合振興局保健環境部環境生活課／午前9時から午後5時まで

◆説明会

【幌延町】

・令和元年12月20日（金）午後7時から午後8時30分  
・令和元年12月21日（土）午後3時から午後4時30分  
幌延深地層研究センター国際交流施設

【天塩町】

・令和元年12月21日（土）午後7時から午後8時30分  
天塩町社会福祉会館

【豊富町】

・令和元年12月21日（土）午前10時から午前11時30分  
豊富町定住支援センターふらっと★きた

 [【詳細版】幌延風力発電事業更新計画に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会について](#)  
(PDF：570KB)

[幌延風力発電株式会社ホームページ](#)

## 幌延風力発電事業更新計画に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会について

幌延町浜里にあるオトソルイ風力発電所の更新が計画されています。

環境影響評価法に基づき、「幌延風力発電事業更新計画 環境影響評価方法書」の縦覧が行われており、説明会が開催されます。

### ◆事業者の名称

北海道天塩郡幌延町浜里 32 番地 4

幌延風力発電株式会社（代表者：代表取締役 金森聖一）

### ◆方法書の縦覧

縦覧期間：令和元年 12 月 13 日(金)から令和 2 年 1 月 16 日(木)まで

（各縦覧場所の開庁日・開館日）

縦覧場所・時間：

- 【幌延町】 幌延町役場企画政策課 / 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで  
幌延生涯学習センター図書室 / 午前 9 時から午後 8 時まで（土日祝日は午後 5 時まで）
- 【天塩町】 天塩町役場 / 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで  
天塩町社会福祉会館 / 午前 8 時から午後 10 時まで
- 【豊富町】 豊富町役場 / 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで  
豊富町図書室 / 午前 9 時から午後 9 時まで（日曜日は午後 6 時まで）
- 【稚内市】 宗谷総合振興局保健環境部環境生活課 / 午前 9 時から午後 5 時まで

電子縦覧：[幌延風力発電株式会社ホームページ](https://www.horonobe-wp.com/)

<https://www.horonobe-wp.com/>

### ◆説明会

- 【幌延町】 令和元年 12 月 20 日(金) 午後 7 時から午後 8 時 30 分 幌延深地層研究センター国際交流施設  
令和元年 12 月 21 日(土) 午後 3 時から午後 4 時 30 分 幌延深地層研究センター国際交流施設
- 【天塩町】 令和元年 12 月 21 日(土) 午後 7 時から午後 8 時 30 分 天塩町社会福祉会館
- 【豊富町】 令和元年 12 月 21 日(土) 午前 10 時から午前 11 時 30 分 豊富町定住支援センターふらっと★きた

### ◆意見書の提出

方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

### ◆意見書の提出先・問合せ先

〒098-3227 北海道天塩郡幌延町浜里 32 番地 4

幌延風力発電株式会社

電話番号：

※土・日・祝日・年末年始を除く、午前 9 時から午後 5 時まで



町長室

北海道天塩町 > 新着情報 > 幌延風力発電事業更新計画に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会

天塩町の紹介

### 幌延風力発電事業更新計画に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会

天塩町ふるさと応援寄附

ページ作成日:2019年12月09日 ページ最終更新日:2019年12月04日 カテゴリー:新着情報

天塩町の産業

幌延町浜里地区に設置されています発電施設(風車)の更新計画が進められており、環境影響評価法等の規定に基づき、風力発電事業者において「環境影響評価方法書」を作成する運びとなりました。  
については、一般の環境の保全から意見を求めるにあたり、「環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会を実施しますので、お知らせします。

防災情報

#### 縦覧書類

くらしの情報

幌延風力発電事業更新計画 環境影響評価方法書

税金・年金・国保

#### 縦覧場所

健康と福祉

- ・天塩町役場1階ロビー(8時30分～17時15分)
- ・天塩町社会福祉会館(8時00分～20時00分)

町のしくみ・しごと

#### 縦覧期間

公共施設等の案内

令和元年12月13日(金)から令和2年1月16日(木)まで(各縦覧場所の開庁日・開館日)

天塩町の教育

#### 説明会

天塩町議会

日時:令和元年12月21日(土)19時から20時30分

地方創生事業

場所:天塩町社会福祉会館

入札・契約情報

#### 発電業者

サイトマップ

幌延風力発電株式会社

リンク集

#### その他

お問合せ

縦覧書類については、インターネットでもご覧になれます。<https://www.horonobe-wj.com> ( )

#### 防災無線フリーダイヤル

防災無線が聞き取りにくい場合、録音音声により固定電話・携帯電話から利用できます。ただし、1時間以内での対応となっております。

**0800-800-1545**  
(通話料無料)

混み合っている場合は、時間をおいて再度おかけ直してください。

#### 天塩町の人口

人口	3,004人	(+6)
男	1,504人	(+4)
女	1,500人	(+2)
世帯数	1,527世帯	(+2)

令和元年11月末現在

## 環境影響評価方法書の縦覧、説明会の開催について

### 縦覧図書

幌延風力発電事業更新計画 環境影響評価方法書

### 縦覧場所・時間

豊富町役場1階ロビー : 午前8時30分～午後5時15分

豊富町図書室 : 午前9時～午後9時 (日曜日は午後6時まで)

### 縦覧期間

令和元年12月13日(金曜日)から令和2年1月16日(木曜日)まで  
(開庁日、休館日を除く)

### 縦覧方法

縦覧場所にて、環境影響評価方法書、要約書、意見書箱、お知らせ用紙及び閲覧用紙を設置いたします。

### インターネット公表

<https://www.horonobe-wp.com/>

### 説明会

日時：令和元年12月21日(土曜日) 午前10時から午前11時30分

場所：豊富町定住支援センター ふらっと★きた

### 連絡先

部署：幌延風力発電株式会社  
(JFEエンジニアリング株式会社 リサイクル・発電事業本部 電力ビジネス事業部)

担当者：島村 隆宏

電話番号：

※土・日・祝日・年末年始を除く、午前9時から午後5時まで

## 方法書の縦覧

### 縦覧期間

2019年12月13日(金)から2020年1月16日(木)まで  
(各縦覧場所の開庁日・閉庁日)

### 縦覧場所・時間

縦覧場所	縦覧時間
北海道宗谷総合振興局 保健環境部 環境生活課	9:00~17:00
幌延町役場 企画政策課	8:30~17:15
幌延町生涯学習センター 図書室	9:00~20:00 (土日祝日は17:00まで)
天塩町役場 1階ロビー	8:30~17:15
天塩町社会福祉会館	8:00~20:00
豊富町役場 1階ロビー	8:30~17:15
豊富町 図書室	9:00~21:00 (日曜日は18:00まで)

## 方法書の電子縦覧（インターネットによる公表）

### 方法書

- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 第2章 対象事業の目的及び内容
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
  - 3.1 自然的状況
  - 3.2 社会的状況
- 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果
- 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
- 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 第7章 その他環境省令で定める事項
- 第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 資料編

### 要約書

#### ■ 要約書

- ・ Internet Explorer11でのご利用を推奨します。これ以外のブラウザでは正常に表示できない可能性があります。
- ・ ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。
- ・ 本書の著作権は幌延風力発電株式会社に帰属します。著作権者である幌延風力発電株式会社の許諾を得ないで、複製、転用、転売、貸与、他のホームページへの掲載等を行うことを禁止します。
- ・ 本書に掲載した地図は、国土地理院の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものです。〔承認番号 令元情発、第813号〕本書に掲載した地図を複製する場合には、国土地理院の承認を得る必要があります。

## 意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書用紙にご投函いただくか、当社宛てにご郵送ください。

提出期限	2020年1月30日(木)まで（郵送の場合は当日消印有効）
郵 送 先	〒098-3227 北海道天塩郡幌延町浜里32番地4 幌延風力発電株式会社 農村宛

### 意見書用紙のダウンロード

意見書用紙

## 説明会の開催

### 開催場所・開催日時

開催場所	開催日時
幌延深地層研究センター 国際交流施設	・ 12月20日(金) 19:00~20:30
	・ 12月21日(土) 15:00~16:30
豊富町定住支援センター ふらっと★きた	・ 12月21日(土) 10:00~11:30
天塩町社会福祉会館	・ 12月21日(土) 19:00~20:30

